

大阪広域水道企業団情報公開・個人情報保護審議会条例の
あらまし

- 1 個人情報の保護に関する法律の改正に伴い、大阪広域水道企業団個人情報保護審議会について条例の規定整備を行うに当たり、大阪広域水道企業団情報公開審査会及び大阪広域水道企業団個人情報保護審議会を統合し、新たに大阪広域水道企業団情報公開・個人情報保護審議会を設置することとし、組織及び運営等について必要な事項を規定します。
- 2 この条例は、令和5年4月1日から施行します。